

埼玉県デジタル人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県内中小企業にデジタル人材をマッチングする民間職業紹介事業者に対して予算の範囲内において補助金を交付し、県内産業のDX化を推進する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「補助事業者」とは、埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点の人材紹介事業者として知事の登録を受けた民間職業紹介事業者であって、この要綱に定める手続きを実施した者をいう。
- 2 この要綱において「デジタル人材」とは、デジタル技術を活用し、新事業や製品、サービスの創出・改善や、サプライチェーンの最適化・生産プロセスの改善などを実施する即戦力人材をいう。
- 3 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する「中小企業者」であり、埼玉県内に事業所を有する者をいう。なお、資本金10億円未満の中堅企業については、県内経済への影響、中小企業との取引状況等を、県と協議して対象とするものとする。
- 4 この要綱において「人材紹介手数料」とは、中小企業等が補助事業者を支払う職業紹介に係る手数料をいう。

(補助対象事業)

- 第3条 この補助金の交付対象となる事業は、別表1のとおりとする。

(交付基準)

- 第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は別表1のとおりとする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 補助事業者は中小企業等への人材紹介手数料について補助金額と同額分減額しなければならない。

(交付の申請)

- 第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 3 第1項の申請期間は、令和4年6月1日から令和5年2月28日までとする。ただし、予算執行状況により変更する場合がある。

(暴力団排除に関する誓約)

第6条 補助事業者は、別紙2記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(交付決定の通知)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等申請)

第8条 補助事業者は補助事業の内容を変更(次項の軽微な変更を除く)、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号の変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助対象経費の増減が20%以内のものとする。

3 知事は、前条の規定による変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4号の交付決定変更通知書を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了(補助事業の中止・廃止の承認を受けたときを含む。)した日から60日以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までとする。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき額を確定し、様式第6号により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金の支払いは精算払いによるものとし、補助事業者は、様式第7号の交付請求書により知事に請求する。

2 知事は、前項の請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(人材紹介手数料の返還に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に、中小企業等に対して人材紹介手数料を返還した場合は、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合、補助金の全部又は一部の支給決定を取り消し、補助金を返還させるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第 13 条 規則第 2 1 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助事業の完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(その他)

第 14 条 県は、補助事業者に要綱に違反する事項が発覚した場合、交付決定を取り消すとともに、補助金を返還させるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1

補助対象事業	次の条件により、中小企業等に対して実施するデジタル人材（副業・兼業人材を含む。）の紹介。 ①就業開始日が令和4年4月1日から令和5年2月28日までであり、1か月以内に退職又は契約解除していないこと。 ②紹介人材が中小企業等の役員の3親等以内の親族でないこと。 ③補助事業者から紹介を受けた中小企業等の人材紹介手数料の支払が令和5年3月31日までに完了すること。 ④補助事業者と中小企業等との人材紹介に係る契約が令和4年4月1日以降であること。 ⑤補助事業者は中小企業等のDX化が図られるよう必要な支援を行うこと。
補助対象経費	補助事業者の手数料規程等によって定める、中小企業等への人材紹介手数料。なお、消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。
補助率	補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）
補助限度額	紹介したデジタル人材1名につき150万円